

平成24年度 第2回 高等学校入学者選抜審議会

日時 平成24年11月29日(木)14:00～

場所 県庁9階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 審 議

(1) 第1回審議会における検討内容について 事務局から

(2) 答申案の検討

選抜方針について

選抜日程について

3 報 告

(1) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回予備調査結果
について

4 答 申

(1) 答申文案の確認

(2) 答申

5 その他

6 閉 会

【 資 料 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(総ページ数)

会議関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・(4)

審議関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・(16)

報告関係等資料・・・・・・・・・・・・・・・・(9)

答申関係資料(会議後半に準備)

別冊子

・平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜一覧

1 高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 昭和47年10月条例第27号

第1条 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

第3条 委員及び専門委員は、学校の教職員、教育研修所の職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

第4条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

第5条 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第7条 この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

平成24年度 第2回高等学校入学者選抜審議会 名簿

(審議会委員)

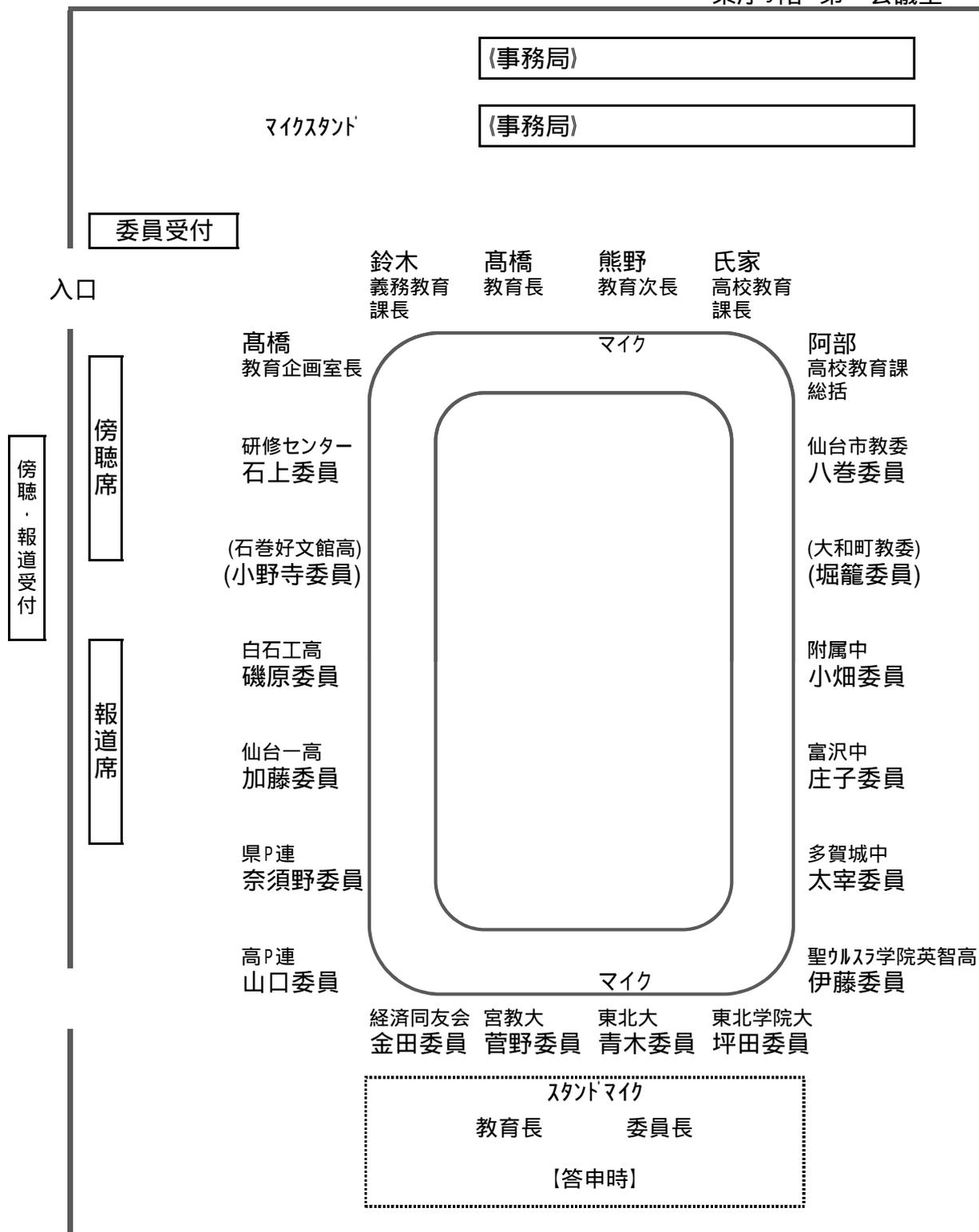
	氏 名	現 職	備 考
1	菅野 仁	宮城教育大学教育学部教授	
2	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科准教授	
3	坪田 益美	東北学院大学教養学部講師	
4	金田 隆	仙台経済同友会事務局長	
5	山口 一美	宮城県仙台西高等学校PTA会長	
6	奈須野 毅	宮城県PTA連合会会長	
7	伊藤 宣子	聖ウルスラ学院英智高等学校長	
8	太宰 明	多賀城市立多賀城中学校長	
9	庄子 修	仙台市立富沢中学校長	
10	小畑 研二	宮城教育大学附属中学校副校長	
11	堀籠 美子	大和町教育委員会教育長	欠席
12	八巻 賢一	仙台市教育局学校教育部教育指導課長	
13	加藤 順一	宮城県仙台第一高等学校長	
14	磯原 眞行	宮城県白石工業高等学校長	
15	小野寺千穂子	宮城県石巻好文館高等学校長	欠席
16	石上 正敏	宮城県教育研修センター所長	

(教育庁)

教育委員会	教育長	高橋 仁
	教育次長	熊野 充利
教育企画室	室長	高橋 剛彦
義務教育課	課長	鈴木 洋
高校教育課	参事兼課長	氏家 仁

3 平成24年度 第2回高等学校入学者選抜審議会 座席図

県庁9階 第一会議室



審 議 関 係 資 料

ページ

(資料 1) 第 1 回審議会における審議内容	(1)
(資料 2) 選抜方針変更案	(3)
(資料 3) 選抜日程のシミュレーション	(7)
(資料 4) 第 1 回審議会資料	(8)

第 1 回審議会における審議内容（抜粋）

1 選抜方針について

前期選抜における，配点の変更に関する表現について

- ・「配点の変更」が大問ごとの配点の変更を認めるものでなく，満点を 100 点以外の値に設定できるものであることを表すよう表現を工夫することはできないか。
- ・後期選抜との整合性から，「配点」に関する 2（3）才を，2（1）に入れ込めないか。

前期選抜の学校独自検査の表現について

- ・学校独自検査に関する 2（2）のアとイを一つにまとめて，ア，イの表現の順序性のまずさを解消させられないか。

「選抜」と「入試」の混在について

- ・連携型入試中高一貫教育に関する入試及び通信制課程に関する入試の「入試」を，他の選抜と同様に「選抜」という文言に揃えられないか。

社会人特別選抜の文章表現について

- ・前期選抜においてのみの実施であることを明確に表す必要がある。また，前期選抜とは異なる選抜方法である旨の文言を補う必要がある。

審議会後に寄せられた意見

選抜方針と選抜要項の内容及び文言の整理について

- ・入試の骨格を，方針で示す方向で確認したい。

2 選抜日程について

前期日程の実施日が月曜日であることについて

- ・問題の保管管理の面から，月曜日の実施を避けた方がよい。

前期選抜の処理期間が短期間であることについて

- ・平成 25 年度前期選抜の処理期間は 6 日間設定してあるが，平成 26 年度では 4 日間であることが心配である。

後期選抜の実施日について

- ・中学校の卒業式を，後期選抜の実施日と合格発表日の間に設定する関係上，後期選抜の実施日を日にちで固定する方式にできないか。

審議会後に寄せられた意見

前期選抜の処理期間について

- ・期間は長い方がよい。

前期選抜実施日について

- ・実施日は 2 月 5 日，合格発表日は 1 4 日が望ましい。
- ・実施日が月曜日では，朝の道路事情が厳しい。また，中学校側の直前の指導も，前日にできた方がよいと考える。

前期選抜，後期選抜の学力検査実施日について

- ・問題の搬入，仕分け，会場準備，会場管理，実施後の採点を考慮すると，いずれも水曜日か木曜日の実施が望ましい。

平成 26 年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は，高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し，公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学校長は，その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し，選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため，中学校にあっては調査書等作成のための委員会を高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。
- ~~(3) 県外及び海外からの出願承認に当たっては，高等学校長は，公正，適正な審査を行うものとする。また，海外帰国者等の選抜については，弾力的に対応するものとする。~~

2 前期選抜

- (1) すべての高等学校は，学校・学科の特色に応じて，前期選抜を実施する。選抜に当たって，高等学校長は，原則として，調査書，その他必要な書類，学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。**各高等学校は，学校独自検査及び学力検査の満点及び総点を適宜定める。**
- (2) 学校独自検査
 - ~~ア すべての高等学校は一つ以上の学校独自検査を実施する。~~
 - ㄨ** 学校独自検査は，面接，実技（体育及び美術に関する学科の場合），作文等の中から**一つ以上**実施する。
- (3) 学力検査
 - ~~ア すべての高等学校は学力検査を実施する。~~
 - ㄨ** **学力検査**の実施教科は，国語，数学及び英語とする。
 - ~~ウ 実施時間は，各教科それぞれ50分とする。~~
 - エ** 学力検査の内容は，中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ，基礎的・基本的なものを重視するとともに，生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。
 - ~~オ 高等学校は各教科の配点を変更できる。~~

3 後期選抜

- (1) すべての高等学校は，学校・学科の特色に応じて，後期選抜を実施する。選抜に当たって，高等学校長は，原則として，調査書，その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

この場合，次のア～ウを実施して，その結果を選抜の資料に加えることができる。
- ア 面接

イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合）

ウ ~~各教科の配点を変える。一部教科の得点を倍にする等の~~傾斜配点

また、必要に応じその他の資料を加えることができる。

(2) 学力検査

~~ア すべての高等学校は学力検査を実施する。~~

~~イ~~ **学力検査**の実施教科は、国語，社会，数学，理科及び英語とする。

~~ウ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。~~

エ **イ** 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

4 第 二 次 募 集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみ審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する**入試選抜**

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象として連携型入試選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査（前期選抜に準じる。）、面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科においては、前期選抜において社会人を対象とした選抜を行うことができる。
高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

7 通信制課程に関する**入試選抜**

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

平成26年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 前期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、前期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。各高等学校は、学校独自検査及び学力検査の満点及び総点を適宜定める。
- (2) 学校独自検査
学校独自検査は、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の中から一つ以上実施する。
- (3) 学力検査
ア 学力検査の実施教科は、国語、数学及び英語とする。
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 後期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、後期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。
この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。
ア 面接
イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合）
ウ 一部教科の得点を倍にする等の傾斜配点
また、必要に応じその他の資料を加えることができる。
- (2) 学力検査
ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視すると

ともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみを審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象として連携型入試選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査（前期選抜に準じる。）、面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科においては、前期選抜において社会人を対象とした選抜を行うことができる。高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

第 1 回審議会資料



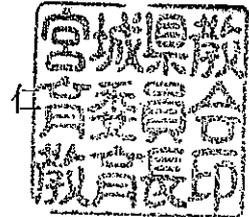
高 第 2 6 6 号

平成24年7月19日

高等学校入学者選抜審議会委員長 殿

宮城県教育委員会

教育長 高 橋



平成26年度宮城県立高等学校入学者選抜について（諮問）

このことについて、高等学校入学者選抜審議会条例第1条の規定により、下記事項について諮問します。

記

- 1 選抜方針について（別紙1）
- 2 選抜日程について（別紙2）

平成26年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。
- (3) 県外及び海外からの出願承認に当たっては、高等学校長は、公正、適正な審査を行うものとする。また、海外帰国者等の選抜については、弾力的に対応するものとする。

2 前期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、前期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。
- (2) 学校独自検査
 - ア すべての高等学校は一つ以上の学校独自検査を実施する。
 - イ 学校独自検査は、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等とする。
- (3) 学力検査
 - ア すべての高等学校は学力検査を実施する。
 - イ 実施教科は、国語、数学及び英語とする。
 - ウ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
 - エ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。
 - オ 高等学校は各教科の配点を変更できる。

3 後期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、後期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。

 - ア 面接
 - イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合）
 - ウ 各教科の配点の比重を変える傾斜配点また、必要に応じその他の資料を加えることができる。

(2) 学力検査

- ア すべての高等学校は学力検査を実施する。
- イ 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- ウ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
- エ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみを審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する入試

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象として連携型入試を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査（前期選抜に準じる。）、面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科においては、社会人を対象とした選抜を行うことができる。

7 通信制課程に関する入試

当該高等学校長は上記によらず、選抜できるものとする。

平成26年度宮城県立高等学校入学者選抜日程

前期選抜・連携型入試 実施日 平成26年 2月 3日(月)

合格発表日 平成26年 2月10日(月)

後期選抜 実施日 平成26年 3月 6日(木)

合格発表日 平成26年 3月12日(水)

(説明資料 1)

平成26年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

1 基本原則・・・・・・・・(平成25年度に同じ)

2 前期選抜

高等学校ごとに、学力検査の配点の変更可能であることを明確にした

(新旧対照表)

平成25年度	平成26年度
	(3) 才 高等学校は各教科の配点を変更できる。

3 後期選抜・・・・・・・・(平成25年度に同じ)

4 第二次募集・・・・・・・・(平成25年度に同じ)

5 連携型中高一貫教育に関する入試

連携型入試を実施する高等学校を明確にした

選抜についての記述であることを明確にした

検査の実施項目の範囲を限定した

(新旧対照表)

平成25年度	平成26年度
当該高等学校長は、原則として、調査書、面接・作文等の結果及び学力検査(前期選抜に準じる。)の結果に基づいて総合的に審査するものとする。	<u>連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象として連携型入試を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査(前期選抜に準じる。)、面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。</u>

6 社会人特別選抜

選抜方針に記載することとした

(実施の概要)

出願資格者

- ・人物が優れ、志望動機が明確で、学科等に関する適性及び興味・関心を有する者
- ・3年以上の事業所勤務者、自営業者、主婦等
- ・勤務先の所属長などの推薦を得た者

実施校

- ・定時制課程の高等学校において実施(入学者選抜一覧に表記)

7 通信制課程に関する入試

選抜方針に記載することとした

(実施の概要)

面接のみ実施、書類審査に面接の結果を合わせた審査により選抜

秋に、二期入学者選抜を実施(募集定員の10%+空き定員)。実施内容、選抜は春入試(一期入学者選抜)と同様

(説明資料 2 (1))

平成16年度～平成25年度高等学校入学者選抜日程の推移及び平成26年度日程案

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
推薦入学出願者受付	1.14～22	1.13～21	1.13～23	1.15～23	1.15～23	1.14～22	1.13～22	1.13～21	1.16～23
推薦入学出願者の面接等	1.30(金)	1.31(月)	1.31(火)	1.31(水)	1.31(木)	1.30(金)	1.29(金)	1.31(月)	1.31(火)
(私立高等学校入試・他地区)	1.25～29	1.26～27	1.26～27	1.29～30	1.29～30	1.28～29	1.27～28	1.26～27	1.26～27
(私立高等学校入試・A日程)	2.2(月)	2.1(火)	2.1(水)	2.1(木)	2.1(金)	2.2(月)	2.1(月)	2.1(火)	2.1(水)
(私立高等学校入試・B日程)	2.4(水)	2.3(木)	2.3(金)	2.5(月)	2.4(月)	2.4(水)	2.3(水)	2.3(木)	2.3(金)
推薦入学結果通知	2.6(金)	2.7(月)	2.7(火)	2.7(水)	2.7(木)	2.6(金)	2.5(金)	2.7(月)	2.7(火)
出願受付	2.16～24	2.15～24	2.14～23	2.15～23	2.15～25	2.16～23	2.15～23	2.16～24	2.16～23
学力検査	3.5(金)	3.9(水)	3.8(水)	3.7(水)	3.6(木)	3.5(木)	3.4(木)	3.9(水)	3.8(水)
合格者の発表	3.11(木)	3.15(火)	3.14(火)	3.13(火)	3.12(水)	3.11(水)	3.10(水)	3.15(火)	3.14(水)
第二次募集出願受付	3.12～18	3.16～18	3.15～20	3.14～19	3.13～18	3.12～17	3.11～16	3.16～18	3.15～19
第二次試験	3.19～22	3.22～23	3.22～23	3.20～22	3.19～21	3.18～19	3.17～18	3.22～23	3.21～22
第二次募集合格発表	3.19～22	3.22～23	3.22～23	3.20～22	3.19～21	3.18～19	3.17～18	3.22～23	3.21～22

	25年度	26年度(案)
前期選拔出願者受付	1.11～16	
前期選抜実施日	2.1(金)	2.3(月)
(私立高等学校入試・他地区)	-	
(私立高等学校入試・A日程)	1.28(月)	
(私立高等学校入試・B日程)	1.30(水)	
前期選抜合格発表	2.12(火)	2.10(月)
後期選拔出願受付	2.20～25	
後期選抜実施日	3.7(木)	3.6(木)
後期選抜合格発表	3.13(水)	3.12(水)
第二次募集出願受付	3.14～18	
第二次募集実施日	3.21～22	
第二次募集合格発表	3.21～22	

(説明資料2(2))

前期選抜の実施日，合格発表日についてのシミュレーション

:実施日 前:前期 A:私学A日程
:合格発表日 後:後期 B:私学B日程
出:出願期間 卒:卒業式

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
金	1月 25	1月 24	1月 23	1月 22	1月 27	1月 26
土	26	25	24	23	28	27
日	27	26	25	24	29	28
月	28 A	27	26	25	30	29
火	29	28	27	26	31	30
水	30 B	29	28	27	2月 1	31
木	31	30	29	28	2	2月 1
金	2月 1 前	31	30	29	3	2
土	2	2月 1	31	30	4	3
日	3	2	2月 1	31	5	4
月	4	3 前	2	2月 1	6	5
火	5	4	3	2	7	6
水	6	5	4	3	8	7
木	7	6	5	4	9	8
金	8	7	6	5	10	9
土	9	8	7	6	11	10
日	10	9	8	7	12	11
月	11	10 前	9	8	13	12
火	12 前	11	10	9	14	13
水	13	12	11	10	15	14
木	14	13	12	11	16	15
金	15	14	13	12	17	16
土	16	15	14	13	18	17
日	17	16	15	14	19	18
月	18	17	16	15	20	19
火	19	18	17	16	21	20
水	20 後出	19 後出	18	17	22	21
木	21 後出	20 後出	19	18	23	22
金	22 後出	21 後出	20	19	24	23
土	23	22	21	20	25	24
日	24	23	22	21	26	25
月	25 後出	24 後出	23	22	27	26
火	26	25	24	23	28	27
水	27	26	25	24	3月 1 卒	28
木	28	27	26	25	2	3月 1 卒
金	3月 1 卒	28	27	26	3	2
土	2	3月 1	28	27	4	3
日	3	2	3月 1	28	5	4
月	4	3 卒	2 卒	29	6	5
火	5	4	3	3月 1 卒	7	6
水	6	5	4	2	8	7
木	7 後	6 後	5	3	9	8
金	8	7	6	4	10	9
土	9	8	7	5	11	10
日	10	9	8	6	12	11
月	11	10	9	7	13	12
火	12	11	10	8	14	13
水	13 後	12 後	11	9	15	14
木	14	13	12	10	16	15
金	15	14	13	11	17	16